

令和4年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年 12月12日（月）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	6番	大江	寿	12番	前田	芳樹
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	13番	石田	茂春
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	14番	高宮	陽一
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	15番	米澤	壽重
5番	田中	一隆	11番	安部	大助	16番	池田	信博

1. 欠席議員 7番 村上 謙 武

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	増本 直行
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画課長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	中村 恒一
保健福祉課長	野津 千秋	布施支所長	山根 淳
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 村上 克樹 事務局長補佐 山本 幸子

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

今回は「物価高騰による住民支援」について、その中で物価高騰に対する町への影響と認識等、お聞かせいただければと思っております。

長引くコロナ禍に加えて、原油価格や物価の高騰が我々町民も含め国民生活に影響を及ぼしています。

国は令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減、生活に困窮されている方々の生活支援や子育て世帯の支援、そして農林水産業者をはじめ中小企業者等の支援を進めて、支援を行っております。

さらに令和4年9月には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対しても、地域の実情に合わせ、より一層きめ細かな支援を実施するため「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設されました。

本町においては、先ほど述べた国の交付金も活用し、生活に困窮されている世帯への支援や水産業者への支援などが行われてきました。さらに一般家庭については6月定例会において先輩議員が一般質問を行い、町としても早急な対策等が必要ということで1万円分の「商品券」を町民一人に対して支給がなされました。その時の説明にもありましたように、物価高騰に対して家計を助けたいとの町長の思いが伝わるような施策だったと感じております。

しかし、この物価高騰の情勢は好転しておらず、今後も町民への負担はより一層増すことが予測されることから更なる支援策が必要と考えております。

そこで、三点についてお伺いいたします。

一点目に光熱費や資材の高騰が来年度も予測される中、来年度の予算編成に対する町長のお考えをお聞かせください。

次に、物価高騰による町の経済や町民生活への影響などについて町長の認識をお伺いたします。また、事業者、家庭への物価高騰支援策について、町としての方針と今後の取り組みについて町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の「物価高騰に対する住民支援」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「来年の予算編成に対する考え方」についてであります。議員仰せのとおり、物価高騰の影響から燃料費や光熱水費などの管理的経費のみならず、建設資材等の価格上昇により建設事業費等も予算が膨らむのではないかと予測しております。

予算編成にあたりましては、物価高騰の影響だけでなく、今後の大型公共事業の実施など厳しい財政運営を余儀なくされることなども鑑み、さらなる「選択と集中」により積極的に事業の見直しを行い、「新しい事業のあり方」という観点を持ち、限られた財源を、真に必要な事業に重点的かつ効率的に配分することを基本として編成していく考えであります。具体的な、原油価格・物価高騰対策につきましては、今後の国の動向等を踏まえ、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に二点目の、「町の経済、町民生活への影響などについての認識」についてであります。経済状況の把握につきましては、商工会が会員からの聞き取りにより常時調査を行っております。また、本町のコロナ支援の給付金受付の際に、ヒアリングもさせていただき、多方面

からの状況把握に努め、情報共有を図っているところでございます。事業者におかれましては、コロナの影響により遠のいていた客足がようやく戻りつつある中、高騰分を価格に転嫁できずに苦慮されている状況が、飲食店を中心に確認されております。今後は、電気やガスといった生活関連の固定経費の部分での影響が事業者及び町民の皆様の家計に徐々に表れてくるのではないかと懸念しているところでございます。

次に三点目の、「今後の支援策について町の方針と取り組み」についてであります。国におきましては、ウクライナ危機や円安の影響で加速する原油価格・物価高騰対策について、「物価・賃金・生活総合対策本部」を設置し、10月以降の配合飼料価格の軽減支援や、ガソリン、電気、ガスの価格安定などの対策が検討されている状況でございます。本町におきましても、これらの国や県の動向や町民生活、経済への影響を常に注視し、必要に応じて支援策の検討を行いながら、対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。その中で何点か確認も含めてお聞かせ願いたいと思っております。

来年度の予算編成について答弁いただきました。その中で更なる「選択と集中」という言葉をいただきました。本当に、この物価高騰がいつまで続くのかという中で、国の方針、あるいは有識者の方々の中では、「12月・1月がピークになって、段々下がってくるのではないか」という予測をされております。それは、物価高騰率が下がっていくのですが、物価自体はなかなか下がるのは長引くのではということ、来年の9月、10月まで続くという予測をされています。

その中で、先ほどの「選択と集中」ととても重要かと思えます。私も町長と考えは一緒かと思えます。その中で「選択」をどうやっていくのかというのを聞きたいと思えます。

先ほど質問の中で言った「国の交付金」、これは各自治体配分が決まっております。その配分の中でどのように有効に活用していくのか。例えば、今年度の場合を見ますと、3月定例会、8月の臨時会において、この交付金活用されております。特に先ほど申し上げましたとおり「商品券」の発行に関しましては約1億5,000万円の交付金活用してございました。これは、町長の一般家庭の方々を助けたいという思いから来たものと考えております。

その中で11月になってからJAの方から「要望」があって、農業関係者の方から支援をしていただきたいということで、これに関しましては、この時点でこれに関しましては、正直、

使い切ったというわけではないですが、残り少ないということで「一般財源」を充当しております。これは、町としての進め方は優先順位があって、そのためにまずは住民の皆様には「商品券」を配っていきたい。あるいは宿泊業、飲食業に対して支援をしていききたいということで、これは良いと思っております。しかしながら、来年度に関しては配分を前もってされると思いますので、いろんな部署、部署で調査を行って年間を通して、こういった支援が必要なのかいろんな分野の業者、業種がありますので、そういった方々に対してまずは調査を行って、3月定例会の当初予算の中に出していく。ある意味、要望が出る前に町として支援をしていく。その配分をしっかりと決めて、当初予算の編成に臨んでいただきたいと思っておりますが、その辺の町長の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問、「選択」についてどのように行っていくかという部分について、「交付金」の配分も踏まえてどのような予算編成で対応していくかというご質問だと思っております。まず、「選択と集中」という中で大事にしていかななくてはいけないのが、アフター・ウィズコロナ対策も含めて幅広く柔軟にこういった形で対応していくかが一番大事だと思っております。

その中で特に伺っています「交付金」について、当初から各部署において町が先だってやるべきだというご指摘、ご意見も踏まえてですが、お考えは十分わかりますが、我々は国、県の動向も含め、コロナ対策でも皆さんにご理解をいただいたようにタイムリーに、その時々住民の皆様へ寄り添って支援していくことが重要だと思っておりますので、当初予算に交付金という形でなくても、一般財源も含めて皆さんの生活に支障があるとなれば、その時々多様な施策を、対応を対策を行っていききたいという風に考えています。

○11番（安部 大助）

「選択と集中」ということで、選択のほうなんですけど、この「交付金」に対しては国の方から推奨事業が示されている中で、8項目あると思うのです。それを鑑みながら、この分野に関しては、医療・福祉・保健・農林水産業・中小企業・交通関係等も推奨事業として示されています。

動向は見ていかないといけないですが、この交付金自体の国が示されるメニューは大体決まっていますので、その中で各部署どうなのかということは今一度、確認しながら当初予算編成していただきたいなと思っております。

もう一点、私が心配するのは、今回の12月補正でもありますように、町が管理する施設等の「光熱費」が物価高騰により「電気料」も含めて上がってきているということで、補正に

あがっております。先ほど町長の答弁にもあった、いろんな工事、事業があると思いますが、それに対しても資材高騰、納期の延長等による人件費の増額等いろいろあると思います。これに関しても当初の時点で、ある程度予測していくべきかと思っております。特に全国的にも1.5倍の費用をかけて予算化、当初補正をしているということも聞いております。そこを予測をしながら、当初予算を組んでいった場合、しなかった場合考えると、どちらかという当初、我々の町の予算規模で作ったとしても最終的には増額、増額となって、この町の予算規模を大幅に超えてしまうのではないかと私自身少し心配をしております。そうなるのであれば、当初予算の時点で、そういった高騰も含めて計算をし、それによってこの事業は今年度すべきだ、またこの事業に関しては来年度に延ばしていこうというような、ある意味、「選択と集中」ということもできると思います。

来年度の当初予算の編成に関しては、増額、高騰分も予想しながらしていくべきかと思っておりますが、町長の考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

「光熱水費」の予測されるものについては、当初予算から計上すべきではないかというご質問でございます。

先ほどの質問に戻って、議員おっしゃられるように我々が一番にしなくてはならないのは、担当部署として常にアンテナを張って、そういう情報をきちんと把握することだと思っております。お答えをしたように、そこはタイムリーでやっていかないといけないことがある。

今回のご質問の、当初予算から想定できるものはすべきではないかというご質問、ご意見、各種事業については予算化させていただいております。ただ、普通の一般の「光熱水費」については前年度と同様なかたちで当初はあげさせていただく。確定した時に今後の動向もありますので、その時に改めてご説明してご理解をいただきたいと考えています。

○11番（安部 大助）

町長の答弁の中で、来年度予算に関しては予測光熱関係、固定経費等、しっかりと予算編成していくということで、来年の今頃、時期的には大幅な増額等ないように期待をしたいなと思っておりますので、その時、その時でしっかりと対応をしていただきたいと期待をしております。

今回、住民の皆さんへの支援について伺いたいと思っております。先ほども述べましたように、一般財源をフルに活用していくという支援も一つだと思いますし、今回、国が示されている交付金を活用していく支援もあると思います。その中で「推奨事業」を見ますと、生

活支援に対しては低所得世帯、子育て世帯の方々に対して支援、また町もおこないました「プレミアム商品券」等こういった配分、そして省エネ家電等購入された方への支援という形で推奨されております。これを見ると、一般家庭に対しての支援は少し交付金を活用して行うのは難しい部分もあるのかなと、正直思っております。だからといって、また「商品券」を来年度も発行しますというのも正直、費用等いろいろあると思います。個人的にはなかなか難しいのではと思うのですが来年度。先ほど町の中で生活されている方々への影響等、答弁いただきました。どういった支援が必要なのかというのを、町長、今の段階で考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

来年度に向けて、今の段階で住民の皆さんに対する支援を考えていないかということでございますが、今年度分につきましては、その都度、その都度対応して住民の皆様には支援をさせていただいたところではございます。来年、具体的にこれをやりますという部分を今、持っておりませんが、国、県の動向の中、今国が検討しているガス等もそうですが、現段階、国は都市ガスの関係でしか動いてないわけですし、もう少し自分たちの生活の中で本当に必要だということが、きちんと情報収集や対応策が検討された中で、住民の皆さんの生活が支障がないようなかたちで対応ができるよう積極的に取り組んでいきたいと思っております。

○11番（安部 大助）

答弁いただきました。

今の段階で「これをする」というのは難しいかなと思っております。先ほど私が述べたようにまた「商品券」なのかというと、公金を「券」として交付するのは、ある意味、基準いろんなものあると思います。そういった物をしていくのは難しいですし、直接「現金」というのは無いかなと、ちょっと難しいのかなと思っております。

その中でも、今、国としても公共料金的なものも視野に、値下げ等も視野に入れていっているのかなと思っておりますし、町としてもそういった支援も可能でないかと正直思っております。税金自体を値下げしますというのは少し無理があるのかなと思っておりますけども、例えば、負担金、使用料等の皆さんからいただいているお金に関しても少し値下げできるのかなと考えております。

全体的にみて、町長含め町としての方針は「住民・町民の皆さんへ対してしっかり支援をしていきたい」「生活を助けていきたい」という想いだと思っております。その中で同僚議員の出されていた個人の「広報紙」を見させていただきました。その中に同感するなという部分があ

るのですが、3月定例会において「廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正」が可決されました、実施予定が来年度4月、これは議会として「議決」をしました。内容もしっかり精査した上で実施されると思いますし、議会としてもそれを進めている状況だと思います。しかしながら、タイミングですね。今、町民の皆さんが負担を強いる中で、この改正を来年度実施するというのがタイミング的に、個人的には1年遅らせてもいいのではと考えております。一生懸命住民の皆さんへ対して支援をおこなう中で、片方では支援をし、片方では値上げをするということであれば、少し町としての方針、片方、片方になってしまうのではと正直思っております。絶対やってはいけないというわけではなく、タイミング的な問題で1年遅らせることもできると思います。

最後に町民の皆さんに対する支援も含め、この改正条例の実施について、町長の答弁をお聞かせ願いたいと思っております。

○番外（ 環境課長 原 秀 人 ）

「住民説明会」というところで、9月9日から説明をしまいいりました。多くの意見が寄せられていましたが、参考的には概ね皆さんの「了承」を得られたという風に考えています。

そういった中で、今回のこの制度改正につきましては「ごみ減量化座談会」「廃棄物の減量審議会」等で慎重に議論をして、多方面の住民の皆様に参加をいただいた中で「制度改正」に至ったということです。今後の部分につきましては、住民周知の考え方等につきましては、また庁内での再度検討をしまいいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（ 安 部 大 助 ）

言葉足らずで、誤解をされていれば申し訳ないですが、この改正自体を悪いとかではなくて、実施期間を町として住民の方々に対して、今の高騰時期に支援をしていきたいという方針の中で、今回の値上げをする施行時期というか、実施する時期を1年延ばしてもいいのではないかとということで、この改正、条例自体を中止しろとかいうのではなくて、今まで住民の方々に対しても説明をしっかりとされているという印象もありますし、これはしっかりと進めていただきたいと思うのですが、今のこの時期の中で「値上げ」する部分に関して、検討する余地はあるのではないかとということで質問をしました。町長として、今回「考えはない」なら「ない」でいいと思いますけど。これを含めて物価高騰、この時期に関しての町の考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

今回の物価高騰に対して「一般廃棄物の制度改正」について、1年繰り延べて考えること

ができるかというご意見でございます。

住民の皆さんに対する生活の支援は、先ほど申し上げましたようにタイムリーにきちんと対応していきます。また、制度改正については現段階では皆さんにご説明させていただいているように、「改正は改正」としてきちんとする。「支援は支援」として進める。そういった考えでいきたいと思っております。

○11番（安部大助）

質問終わります。

○議長（池田信博）

以上で、安部大助議員の一般質問を終わります。

次に、3番：藤野定幸議員

○3番（藤野定幸）

通告に従いまして「一般質問」をさせていただきます。

林業全般について、隠岐の島町の林業の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

隠岐の島町の87%が森林であります。現状令和3年度の原木生産量は23,563 m³である。島外出荷量は18,424 m³で、その内訳は合板工場に13,683 m³で、木材市場・製材工場等に2,528 m³で、バイオマス利用に2,213 m³です。

残りの原木5,139 m³の内、島内の工務店等に製材品として1,402 m³、島外に製材品として701 m³出荷しています。

また、ペレットを年間150トン生産しています。それと木質バイオマス発電も試みえています。このような森林の活用のほかに本来の役目として、水源のかん養、洪水調整、山地災害の防止、保健休養、野生鳥獣の保護など公益的機能、多面的機能があります。特に今後重要になるCO₂の吸収という「地球温暖化対策」をやらねばなりません。

カーボンオフセットへの森林活用、C（炭素）の閉じ込め、O₂の供給など、今後の「温暖化対策」にとって森林の果たすべき役割は非常に大きなものがあります。

隠岐の島町の基幹産業のひとつである林業の現状と、今後の取り組みについて町長の見解をお伺いいたします。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、藤野議員の「隠岐の島町の林業の現状と今後の取り組み」についてのご質問にお答えします。

本町の森林資源につきましては、町の面積の大半を森林が占めており、人工林率も約48%

と県平均より 10 ポイント程高いことから、資源そのものは潤沢な状況にあります。林業の長期低迷を受け、一時は年間の木材生産量が 4,000 m³程度まで落ち込んだこともありましたが、近年、路網整備や高性能林業機械の導入を進め、島外出荷の際の輸送費支援などにより徐々に生産量が増加し、現在、20,000 m³を超えるようになってまいりました。一方、積極的利用が必要とされる樹齢 41 年以上の人工林は、蓄積で 710 万 m³にも上り森林資源が十分に生かされていくことが課題となっております。

今後につきましては、木材生産に適した森林では 50 年先を見据え、「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を推進し、本町が目標に掲げております、年間の木材生産量 3 万 1,000 m³への増産に向けて取り組んでまいります。そのためには、やはり人材の確保が重要な課題であり、新規就業者の確保、林業就業者の定着強化、次世代担い手の育成に力を入れていきたいと考えております。また、このことがカーボンニュートラルに貢献し、SDGs につながり、豊中市との森林環境保全に関する「自治体間連携協定」のように、他の自治体、企業からの支援にもつながると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○3番（ 藤 野 定 幸 ）

再質問をさせていただきます。

今の原木生産量の 78%が島外に出荷されております。合板工場が 74%、木材市場等が 14%、バイオマス事業が 12%の内訳になっております。木材市場が前年比と比べますと 334%、バイオマス利用が 130%と前年比の伸びになっております。このような現状の中で、隠岐の島町はどのように取り組んでいかれるのか。

私は、島内需要はバイオマス発電以外は前年並みだと思っております。やはり、島外に新たな販路拡大を図るべきだと思います。いかに隠岐の島町の木材が良いか。例えば、芸術の島香川県の直島で、隠岐の島の木材が良いということで使われました。このようなことをチャンスとして、もっとアピールして戦略的に取り組んでいくべきだと思いますが、町長の見解をお伺いします。

先ほどカーボンオフセットについてのことが、あまり触れられてなかったように思いますが、カーボンオフセットの考え方とか、それから先の考え方はいろいろ出てきておりますので、町としてそこら辺はどのように考えておられるのか、もしありましたら町長の見解をお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今のご質問で、島外へのPRを積極的におこなうべきではないか。また、カーボンオフセットに対して町の考え方の二点かと思えます。

先ほど、お話しのありました直島での「隠岐産材」を使っていたいただいた設計士が三分一先生^{さんぶいち}という若手で有名な建築家だそうです。二度隠岐の島にお出掛けいただき、二回目につきましては、しっかりとしたご提案、いろんな文書、写真等を含めて隠岐の島に対する提案もいただきました。また、この先生が開催されました大阪であった「林業関係のフォーラム」にも、わが町から数名出掛けていただき、職員も行ってもらいました。その中で、隠岐の産材が素晴らしいということを改めてPRさせていただきました。

また、常日頃から豊中市、高槻市の小学校、公共施設に対して、自分も出掛けて「隠岐産材を使ってください」という風にお願ひもしてまいっております。今後も引き続き、積極的なPR活動に努めていきたいという風に思っています。

また、カーボンオフセットという部分、SDGsも含めて全て我々としては、原点は「山を守る」「山を生かす」というところから始まると思っておりますので、引き続ききちんとした地産対策、林業の振興に向かって取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（池田信博）

河北課長、「カーボンオフセットについて」の現課からの考え方を、もう少し詳しく。

○番外（農林水産課長 河北尚夫）

カーボンオフセットについて、私の方から説明をさせていただきます。先ほど町長がおっしゃったように、「山を守っていく」ということ自体がカーボンの吸収、SDGsというところに繋がります。

私の方では今、豊中市とは下刈りでのカーボンオフセットというものをさせていただいておりますが、今後は順次広げていっていただけるというようなお話も伺っております。また、他の自治体等にこの「山を守っていく」こと自体が他の自治体にまで広がっていければ、このカーボンオフセットというものがどんどん進んでいくものではないかと考えています。

今、森林事業体、いろいろ「JAクレジット」とか、そういった物もございます。わが町の町有林はうち（本町）のほうがそれをいただければいいのですが、実際に他の場所では林業事業体が「JAクレジット」が使えないかなということで、その辺を今、うちと林業事業体の方といろいろ検討しているところでございますので、よろしくお願ひします。

○3番（藤野定幸）

これからもアピールをされていかれるということで、もう少し皆さんにそれが分かるよう

に、町として広報とかいう部分の中で、「隠岐の物はいいよ」「こういう所で使って、こうなっていますよ」ということをもっとやっていただければと思います。これは要望でございます。

今、言われたこのカーボンオフセット、多分これから全国的に主流になっていくと思うので、あちらこちらでやっておりますが、できれば隠岐の島町も遅れずに、もっと前向きに取り組んでいただけたらと思います。これは答弁けっこうです。

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、藤野 定幸 議員の一般質問を終わります。

次に、1 番：岡田 智子 議員

○1番（岡田智子）

改めまして、おはようございます。

通告に従い、「離島振興法」改正に伴う、本土医療機関受診にかかる島民負担の軽減につきまして、質問をさせていただきます。

「離島振興法」とは、離島の自立的発展を促進し、島民生活の安定と福祉の向上をはかり、あわせて、国民経済の発展及び利益の増進に寄与するため昭和 28 年に制定されました。この法律は 10 年ごとに改正・延長が行われるのですが、来年 3 月にちょうど期限を迎えます。先日まで開催されておりました今国会で、「離島振興法」の改正案が成立し、町長はこれまで「離島振興法」の延長と拡充に向けご尽力をされ、そして地元民間団体の皆さん、隠岐 4 町村、隠岐支庁などの行政機関が一体となりました「島根県離島総合振興会議」におきまして、次期「島根県離島振興計画」の最終検討が現在なされていることと思います。

さて、今期までの「島根県離島振興計画」の基本理念は、『次世代へ引き継げる、活力ある持続可能な隠岐を目指すこと』を掲げ、“人材の育成・確保”を共通のテーマに 5 つの重点戦略に取り組むこととなっています。その中で、今回、私が注目いたしましたのは 3 つ目の戦略であります、『島民の皆さんが安心して、心豊かに暮らせる地域社会の実現』でございます。この戦略には、交通の確保や生活環境の整備、医療・介護・教育の充実が盛り込まれているのですが、その中で医療の充実を目指すため、本土医療機関受診にかかる島民負担の軽減について記載されております。この内容につきましては、周産期医療について、島外での妊婦健診や出産に係る交通費・宿泊費などに対する支援を行っております。

さて、本町におけます隠岐病院は、島の中核医療機関といたしまして、私たちが健康で、

安心して暮らせる地域社会の実現に大いに貢献して下さっております。ですが、中核医療機関でありますので、島内で実施ができない治療につきましては本土の医療機関を受診しなければなりません。患者さんからは、離島航路の助成や、本土の医療機関との連携に感謝する声、本当にたくさん拝聴いたしております。ですが、いざ本土の医療機関を通院すると、前後泊が必要な場合もあり、ご本人やご家族の渡航費・滞在費など、経済的負担が大きいという声も伺っています。

「令和4年度事務事業外部評価」の結果からも、本土医療機関で治療が必要となった場合の助成制度が必要不可欠であると記載されておりますし、またわが町の「第2次総合振興計画」におきましても、本土の医療機関を利用する際の経済的支援強化が示されています。

引き続き町民の皆さんが、この住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、この本土医療機関への通院費の検討が大事になってくると思います。また、全国の離島について調べて見ますと、地理的環境の違いにもよりますが、本土医療機関の通院費につきまして交通費の一部助成や、患者さんやご家族、必要な付き添い者の方に対する交通費、宿泊費の支援等、独自の制度を設けておられる地域がたくさんございました。

そこで、町長にお伺いいたします。

次期「島根県離島振興計画」の医療・福祉分野におけます、本土医療機関受診にかかる島民負担の軽減につきましては、どのような議論がなされているのか、また、本土医療機関への通院費につきまして、患者さんの実態や皆さんの声を調査し、検討するお考えがあるか、町長のご見解をお聞かせください。よろしく願いいたします

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の分割質問一点目、「離島振興法改正に伴う、本土医療機関受診に係る島民負担の軽減」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「次期『島根県離島振興計画』における、本土医療機関受診に係る島民負担の軽減」についてであります。現行の島根県離島振興計画と同様に、「妊婦健診や出産に係る交通費や宿泊費などに対する支援の実施」につきまして、検討を行っているところであります。また、改正離島振興法におきましては、「離島に係る遠隔医療の実施等による医療の充実」につきまして、特別の配慮規定が追加されたところであります。これにより、今後はこれまで以上に、圏域内での医療完結率が向上するものと考えております。

次に二点目の、「島外の医療機関への通院費に対する助成についての調査及び検討」についてであります。議員仰せのとおり、本年度の事務事業外部評価におきましても、同様なご

提言をいただいたところでございます。一点目のご質問に対しまして、圏域内での医療完結率の向上についてご説明をさせていただいたところではございますが、当面の間は、島外の医療機関を受診せざるを得ない町民の方が多数いらっしゃる状況に、変わりはないものと考えております。

現在、島外の医療機関への通院の際の経済的支援につきましては、医療機関や福祉関係機関で相談を受け、既存の貸付制度等におきまして対応しているところでございます。あわせて、この度議員よりご提言をいただきました島外通院費の助成制度の創設につきましても、実態調査を含め、医療機関と制度設計に向けた検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇1番（岡田智子）

離島総合振興会議の内容、また町長のお考え理解をいたしました。調査検討をさせていただけるということで、とても嬉しいです、何よりも患者さんやご家族の皆さんの不安、悩みに寄り添っていただき、ありがとうございます。

実は、島根県の調査によるのですが、平成26年の島根県「患者調査」によりますと、病院入院におけます隠岐圏域での完結率は53.4%、県内で最も低く、半数近くの方々が本土の医療機関へ入院をされている状況でございます。医療の確保は、町民の皆さんが安心して暮らしていくための重要な要素であり、また一人ひとりのクオリティ・オブ・ライフの向上と離島のハンディを少しでも克服するためにも、私は皆さんの声を反映いたしました本町独自の制度ができることを切に願っておりますし、またこれからの取り組みに期待したいと思っております。

そして、引き続き患者さんやご家族の皆さんにとって、医療情報こそ大きな力となってまいります。啓発活動の強化も併せてお願いを申し上げます。

そこで、離島総合振興会議、引き続き周産期医療についての支援の継続、また今回新たに遠隔医療の実施ということで、医療の充実化が図られていく旨、理解をいたしております。

そこで一つほどお願いがございます。離島総合振興会議のことでございます。

今期の構成員を拝見させていただきましたところ、女性の委員が一人もおられませんでした。やはり、女性の声を反映していくことは必要不可欠だと思っておりますし、またSDGsの推進を勘案しても同様のことが考えられると思います。是非、関係機関と連携を図っていただきながら、女性の皆さんが活躍できる地域社会の実現もあわせてお願いを申し上げます。

それでは続きまして、男性用個室トイレに「サンタリーボックス」の設置について、質問

をさせていただきます。

現在、我が国では2人に1人が「がん」に罹ると言われ、誰でも身近な病気です。がん対策を推進していくということは、私たちの健康を守るうえで大きな課題となっておりますが、島根県では平成18年9月に全国初の「島根県がん対策推進条例」を制定されて以来、がん対策の充実強化を図るなど、総合的ながん対策に取り組んでおられます。

本町におきましても、受診しやすい環境づくりや、健康増進に向けた取り組みの推進を展開しているのですが、私は島根県の「第3期がん対策推進計画」の全体目標の一つにがんになっても『尊厳をもって、安心して暮らせる社会の構築』を掲げております。

この目標を達成する取り組みの一つといたしまして、男性用個室トイレに「サニタリーボックス」の設置を提案させていただきます。

実は今、全国の自治体や民間企業、都市部の商業施設などで、この「サニタリーボックス」の設置の動きが広がっています。「サニタリーボックス」とは、トイレの個室ごとに設置されている、衛生用品を捨てるための小さめのゴミ箱のことです。

近年、膀胱がんや、男性特有の前立腺がんの患者さんが増えているのですが、がんの手術後、頻尿や尿漏れなどの後遺症に悩み、尿漏れパッドを使用するそうです。ですが、外出先のトイレで使用済のパッドを捨てる場所がなく、皆さん、ビニール袋等に入れ、自宅に持ち帰っておられるそうです。

これまで、トイレの話なので人に知られたくない、恥ずかしいなどの理由で表面化しませんでした。ご本人の立場になって考えると、苦勞しておられると思いますし、また心理的負担も大きいと思います。

本町、全てのトイレを調査したわけではありませんが、人が集まる公共施設や主な観光地のトイレを調べたところ、図書館しか設置されておりました。

この取り組みを推進するということは、がんの治療中の方、治療後の方々だけでなく、本町を観光で訪れる皆様方への配慮、おもてなしにもつながると思います。

引き続き、誰もが安心して快適に利用できるトイレ環境を整えるためにも、私は本町の公共施設や公衆、観光地の男性用個室トイレに「サニタリーボックス」の設置を提案させていただきますが、町長のご見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の分割質問二点目、「男性用個室トイレに『サニタリーボックス』の設置」についてのご質問にお答えします。

近年は高齢の男性を中心に前立腺がん、膀胱がんを患う方が増えており、国立がん研究センターの統計によりますと、島根県では、令和元年に前立腺がん 621 人、膀胱がん 160 人の患者数がそれぞれ確認されております。

このような方々は、治療後に、頻尿、尿漏れなどの症状が残る場合が多く、おむつや尿漏れパッドを利用する方も増えてきており、公共施設等の男性用トイレにおきましても、使用済みの衛生用品を廃棄する「サニタリーボックス」の設置が望まれるようになってきているとのことであります。

議員仰せのとおり、現在、本町の公共施設におきましては、多目的トイレを除き、ほとんどの男性用個室トイレに「サニタリーボックス」は設置されておられません。

私も、議員のご質問をいただき、この様な方々に対し本町の公共施設の管理者として、きめ細やかな配慮をすべきと、改めて考えさせられたところでございます。

今後につきましては、前立腺がんや膀胱がんを患っていらっしゃる方々に限らず、高齢者の方々なども、安心して外出することができるよう、それぞれの施設を管理している所管課や管理事業者とも調整を行いながら「サニタリーボックス」の設置について、順次実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇1番（岡田智子）

設置の検討をしていただけるということで、ありがとうございます。がんの治療中の方、治療後の方々の社会復帰に欠かせないものでございますし、何よりも一番、この病気で苦しんでいる皆さんにとっては本当に心強いものだと思います。また、高齢者の方々や本町を観光で訪れる皆様方にとっても安心して隠岐旅行だったり、本町の過ごし方を楽しんで、安心して過ごせるものと思っております。

そこで、設置にあたり二つほどお願いがございます。一つはゴミ箱だと間違わない為にも、この事をお知らせする表示の作成と、清掃してくださる方々への配慮も併せてお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、誰もが突然、病気を告げられた時、ご本人もご家族も大きな衝撃と深い悲しみ、不安、心の辛さを抱えながら生きていかなければなりません。患者さんやご家族の皆さん、日常生活や治療の中で困ったり悩んだりすることが多くなると思います。

ですが、みんなで温かく支えることが、ご本人と寄り添うご家族の未来も支えることに繋がると私は信じています。

どうか、引き続き町民の皆さんがこの住み慣れた地域で、安心して自分らしく過ごせる地

域社会の実現を、改めてお願いを申し上げ、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田信博）

以上で、岡田 智子 議員の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時40分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時55分 ）

引き続き、一般質問を続行します。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（牧野牧子）

事前通告にしたがって質問を行います。

一般廃棄物処理の制度改正について、SDGs でいう 11 番「住み続けられる町づくりを」、12 番「つくる責任・つかう責任」について質問させていただきます。

本年9月6日から11月2日にかけて、本町環境課職員が“資源が循環する島を目指して”と題して、町内の集会所など60か所に出掛け、一般廃棄物処理手数料改定及び指定ごみ袋制度等について「住民説明会」を開き、延べ1,066人の住民の方々が参加されたとのことでした。

この取り組みは令和3年度に「隠岐の島町一般廃棄物処理実施計画」が出され、公共料金等審議会より「基本方針の改定は、町民への説明を懇切丁寧にし、理解を得たうえで実施することが必須である」との答申書が提出され、議会常任委員会でも同様の意見が出たことによって開催されたものと認識しております。

私は町内の説明会会場数か所に参加させていただきました。「説明会」の内容は手数料改定理由に、ごみ処理に係る経費の高騰などにより改定するものであるとの説明があり、持ち込みごみが多く、リサイクルになるべき段ボール箱に入れてのごみ出しも多く、今回の手数料の算出は現行のごみ排出量で算出したとの説明がありました。

住民の方からは、「カラス対策、悪臭防止などの理由で自己搬入をしている。ごみ料金の値上げをする前に対策をするべき」「ごみ減量化先進自治体ではバイオごみ袋を使用している」「環境のためなら、この機会に思い切った施策をするのはどうか」などの意見や質問もあり

ました。その場では返答されず、「役場に持ち帰り、協議したい」などの場面もありましたが、そういった質問に対しての返答は、どのような方法でされるのでしょうかお聞かせください。これが一点目です。

また、「説明会」を聞きに来られた方々の中には、ごみの減量化に取り組む町の姿勢を聞きに来られた方もいたと記憶しています。しかし、「ごみの分け方」の説明の中、資源ごみをひとまとめに収集することや、ペットボトルは水洗いをしてください、シールは剥がさないでよい、容器は潰さないでください」など、今般リサイクルへの関心が高まっている中、何故その方法にしたのか、ペットボトルを潰して出さない離島ならではの理由があるならば、その説明があっても良かったのではと思うと共に、ごみの分け方、出し方の説明や質疑応答に各所で統一されていなかったことが、今後、ごみの出し方がエリアによって違うのではないかと危惧しています。

私たちが出す製品ごみは、もとは天然の資源を使って作られています、紙やプラスチック・ガラス・金属などを大切に使わなければ、将来、資源が足りなくなるかもしれない。また、製品の製造や運搬には石油などの多くのエネルギーが使われ、ごみを燃やす時に発生する二酸化炭素は地球温暖化の原因にもなっています。そういった生活環境保全の説明があってもよかったのではないのでしょうか。

「住民説明会」の全日程が終了した後に、各事業者の方々への事業系ごみの説明会はあったのかと担当課に尋ねたところ、「事業者の方々も住民の一人なので各事業所への説明会はしていない」とのお答えでした。しかし、家庭から出る生活系ごみと事業所等から出る事業系ごみには大きな違いがあると思います。生活系ごみと事業系ごみのどちらにも減量化が環境のためであるといった意識があれば、町のごみ排出量の減少とリサイクル率の向上が見込まれたのではと思いました。

そこで、この現状を踏まえて、ごみの減少化及びリサイクル促進について、事業者の方々とも意識の向上が必要ではなかったのかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上の、一般廃棄物処理手数料改定及び指定ごみ袋制度の住民説明会を踏まえ、生活系ごみや事業系ごみの発生と排出の抑制及び、リサイクル促進の周知活動をした後に制度改正・料金改定をするべきではないかと考えますが、この三点について、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「一般廃棄物処理の制度改正」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「住民説明会での住民の方々の質問に対しての返答」についてであります。議員ご承知のとおり、この度の住民説明会におきまして、様々なご意見をいただいたところでございます。処理手数料改定につきましては、特に自己搬入料金に対する多くの意見が寄せられましたが、担当課より丁寧な説明を行いながら対応してきたものと考えております。その場で回答出来ない案件につきましては、一旦持ち帰り、改めて説明を行いご理解いただいたところでございます。また、その他の個々のご要望やご意見につきましては、「廃棄物減量等審議会」で住民説明会の状況を報告し、その課題や問題点について調査研究してまいりたいと考えております。

次に二点目の、「ごみ排出の減少化及び、リサイクル率の現状に対する認識」についてであります。議員仰せのとおり、町民の皆様や事業者の方々がごみ減量に対する意識を向上していくことは大変重要なことと認識しております。今後は、商工会等と連携を図りながら、効果的な啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に三点目の、「ごみの排出抑制及びリサイクル促進の周知を実施した後に制度改正・料金改定をするべき」についてであります。この度の大幅な制度改正は、その過程におきまして、「ごみ減量化座談会」や「廃棄物減量等審議会」で議論を重ね、取りまとめられたものでございます。

また、施行期日を令和5年4月1日とし十分な周知期間を設け、料金改定に至った経過及び料金算定基準の根拠について、住民説明会を実施したところであります。

今後は、ごみ指定袋制度等が円滑に移行され、ごみの減量化及び再資源化が図れるよう、「お知らせ便」等を活用しながら、町民の皆様や事業者の方々に周知を徹底してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

再質問をします。

説明会での返答はどのような方法でお知らせするかについてお聞きしましたが、住民の声を「審議会」で話し合っ、調査研究していくといったお答えでありましたが、ここに地区の広報があります。こちらの方には「町としての統一見解を後日返答する」といった内容も掲載されております。質問された方々には何らかの形で返答するべきではないかと、私は思いますが。これが一点目です。

二点目の事業所の方々とも意識の向上が必要ではなかったかという質問ですが、商工会等とも連携して取り組んでいくというお話しでした。ですが、ここに隠岐の島町の平成31年4

月に「第2次隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画」が出ております。こちらの方で、ごみの排出量は平成28年度では県内19市町村の内の3位で、ごみの排出量が3番目に多いと。説明会の中では、令和2年度の排出量は2位に浮上しております。そして、リサイクル率に関しては、平成28年度は18位、それが令和2年度は最下位の19位になっている。この間に何か商工会、町をあげての取り組みがあったのかどうか。料金の改定をすれば解決をしたのでしょうか。早期に「住民説明会」を行い、企業向けの啓発活動をしていけば減量化は出来ていたのではないかと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

三点の再質問がございましたが、説明会での返答について、これはお答えをしたつもりなのですが、持ち帰ってその都度、都度、個別に各地区にご説明申し上げてご理解いただきました。次に事業者に対する啓発はという部分は、議員仰せのとおり、今回もですが次のリサイクル率について含めて申し上げますと、企業への説明、啓発活動が十分であったかというところ、ご指摘のとおり「そうではない」という反省はしなければならないと思っております。

今回改めましてご指摘いただいたうえで、商工会等々という言い方をしたのは事業者に対しては、事業者を集めての説明会も一つの方法ですが、大元の商工会と一緒に、「もっとみんなでやっけて行かないといかん」ということを改めて、やっけて行くべきだという風に考えていますので、今言った、二点目と三点目の問題についてはご指摘のとおり、不足しておりますので、今後担当部署と一緒に、もう少し積極的に啓発活動を行っていきたいという風に考えています。

○2番（牧野 牧子）

二点目の事業者の方々との話し合いは十分ではなかった。というご返事もいただきましたが、ここで京都市の事例ではあります、2000年から約20年間でごみを半減させたという事例があります。ごみの受入れ量は82万トンから41万トン、ごみ処理費用においては367億円から205億円と162億円の削減です。食品ロスにおいては9.6万トンから6.1万トンと、この20年間をかけてごみを半減させたという事例でございますが、この半減出来た理由の中にも、料金を改定するといった部分も一つの要因であるということも掲載してありました。

でございますが、今後、町民の皆様や事業所の方々に周知を徹底して理解をしていただく、それでごみの減量化というのは先ほども申しましたとおり、ただ、広報などでお知らせするだけで減っていくのか。そして今回のように「料金改定」をすることで多少なりのごみは減少すると思っております。ですが、ごみの減量化が環境保護のため、更に財政のためになるという

ことも前面に打ち出して、住民の皆様にご理解いただく働きかけも重要でないかと思えます。

本当なら今年の春から特に秋にかけての物価高騰もあり、来年もさらに続いていく予想がされておりまして、日常生活に皆さん余裕がなくなるのではないかと危惧しております。先ほども先輩議員から「物価高騰支援」についての質問もありましたが、町長の返答の中で「改正は改正」、支援はしっかりとしていくという返答がありましたので、これから住民の方々のお気持ちに沿った施策をしていただくといった考え方により、料金改定を延期するといったお考えはないかといったところに、もう一度質問したいと思えます。

○番外（町長 池田 高世偉）

料金改定を延期する考えはないかと言うことですが、お互い共通の認識は一人ひとりが意識することが一番大事だということは共通の認識の大元だと思っております。料金改定とは別にこの周知の方法、周知のやり方とか難しい面はありますが、それをやったから、それでごみが減るかというようなご指摘をいただいても、それは一人ひとりのきちんとしたリサイクルの意識の問題であって、そこには我々も積極的に啓発活動には取り組んで行く考え方は、先ほどご指摘いただいた中でご説明しましたように強くその思いは持っています。料金を改定したから、今まで自己搬入料金が安すぎたから、更にごみが減るだろうという安易な考えは持っておりません。しっかりと啓発活動を行っていこうと思っております。

そのうえで、ご指摘の住民生活の支援における制度の延長ということですが、お答えをさせていただきましたように住民の皆さんに寄り添っていくという施策は、私は町長就任以来まったく変わっておりませんので、そこはしっかりとやりながら「支援は支援」「制度は制度」というかたちでやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○2番（牧野 牧子）

質問を終了します。

○議長（池田 信博）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、8番：菊地 政文議員

○8番（菊地 政文）

通告に従い、分割方式で質問いたします。

一点目、観光振興と観光施設について。二点目、水産振興について。三点目、森林環境整備について質問させていただきます。

はじめに、塩の浜のシーカヤック周辺のキャンプサイト・管理棟・トイレ・シャワー室・駐車場・垣根・植栽帯などのレジャー・スポーツ観光関連施設一帯の環境整備が、観光客の受け入れの基本の準備が出来ていない。

また、この周辺にはかなりまとまった住宅団地があったり、この周辺の方に限らず、散策やドライブで島中の方が来ていると聞いております。指定管理者に指名した後もしっかりと伴走支援が取られていないように感じられます。

担当課は細心の考慮を図りながら、気にかけていると思うが、見る限りここ数年の事ではなく、変わらずの状態ですさんな管理をしてきたと想像できる。個で課題が解決できないことをこのエリアのシーカヤック、テニスコート、ホテル、貸別荘、産直問屋、レストランなどが協力しながら今より先が明るくなるように環境整備して欲しいものだ。行政側も各課の仕事が多く、どんどん細分化しています。「木を見て森を見ず」という対症療法に陥らないように総力戦ができる体制を整えていただきたいと強く申し上げ、町長の答弁を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、菊地議員の分割質問一点目、「観光振興と観光施設」についてのご質問にお答えします。

都万地区塩の浜周辺の環境整備についてであります。塩の浜、キャンプサイトから、あいランドパークホテルまでは、商工観光課と都万支所が所管し、役割分担して管理を行っております。その間にはテニスコート、体育館またログハウスも含まれており、最近ではレストランも営業再開した事により、広い範囲にある様々な役割の施設を、それぞれの指定管理者による管理や業務委託契約により管理しております。

しかしながら、議員仰せのとおり駐車場の垣根や植栽帯、またグラウンドなど、管理する範囲が非常に広く、施設の維持管理に苦慮されていることを、設置者としても認識しております。

管理をお願いしております事業者の規模や、本来の専門業種との業務量のバランスが適当であるかどうかなど、今一度確認して、年間を通じて効率よく効果的に管理できる方法を現在協議しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地 政文）

観光振興計画は「まちづくり」の基軸とされている計画といわれている中ですが、そのことを全然感じなく思っております。

今回、町長が「隠岐の島町観光協会」の会長になられたということで、非常に良いチャン

スがきたなと私は思っているのです。ここで町長自ら大鉦おおなたを振っていただいて、前例にない新たな決断と実行をしていただきたいと思いますと思うのですが、町長の考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

隠岐の島町観光協会会長ということについて、大鉦おおなたを振るった改革的な業務遂行という、ご質問というよりご意見もございますが、町観光協会、今一番大事な部分に入っていると思っております。議員の皆様にもご理解いただきながら、前回もご説明いたしましたが、またご意見もいただいております。「いつまでもやるんじゃない」という風に考えています。

早い期間に町観光協会を立て直すという意味ではないですが、きちんとした組織として活動ができるように精一杯頑張っていきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○8番（菊地 政文）

答弁ありがとうございます。私はジオパーク、観光協会、本町商工観光課、もちろん指定管理施設の皆様が横断的に話し合っていて、この環境整備については指定管理者自ら、隠岐の観光シーズンというのは、年中忙しいわけではありませんで、シーズンオフがかなり長い、そういう時間を利用していただいて、しっかり環境整備を行っていただきたいと思ひます。

次に、分割質問二点目です。

同じことは漁業においても言えるのですが、漁村集落の維持活性化を図る方向性は評価いたしますが、特にコロナであらゆる経済が疲弊しています。近年、魚食離れが大きくなっています、海外では人々の健康志向から、寿司など和食がもてはやされています。一本釣りの漁業者からは「魚が安い」との声を聴く一方で、例えば給食で地魚を使おうとしても、よその冷凍ものの方が安いから、地魚を入れれば仕入れが高くつくという理由でめったに地魚が給食に出せない。何かがおかしいと感じるのは私だけでしょうか。

学校給食において、魚食の普及を健康面からの教育と絡めて図っていくことに支援を強めていく必要を感じます。このような時期なので、島内需要拡大策として学校給食に限らず、保育所から高齢者介護施設など幅広く地魚の提供をすべきと思われる。魚食の普及は、将来のニーズ、価格にも関係します。学校に予算がなければ、水産振興の視点から支援してでも魚食の普及に努めていくべきと考えますが、町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、菊地議員の分割質問二点目、「水産振興」についてのご質問にお答ひします。

魚食普及事業につきましては、本町の次世代を担う子どもたちに地元水産業への関心を深

めてもらうとともに、食に対する感謝の心を育成し、併せて地産地消の推進を図り、本町における魚食文化や基幹産業である水産業の振興に寄与することを目的として、令和2年度より「離島漁業再生支援交付金」を活用し実施いたしております。

内容は、町内8か所の保育所に対し、アジ・サバ・イサキ・ハマチ・飛魚・メバルの他、白バイ貝・若松葉ガニなど、地元で水揚げされた水産物を月に2回、給食の食材として無償提供するものであります。

実績といたしましては、令和2年度が299万8,000円、令和3年度が229万5,000円の決算額となっており、今年度は478名の保育園児に対し月に2回、地魚を提供することといたしております。

また、ご提案いただきました高齢者福祉施設入所者への魚食普及事業の実施についてであります。調査いたしましたところ、現在町内16か所の高齢者福祉施設に469名の方が入所していらっしゃいます。保育園児に加え、高齢者福祉施設入所者を対象とすることは、予算的なことから現時点では困難であると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

月に2回提供していただいているということですので、非常に感謝申し上げます。

ただ予算的に地魚の利用については、現状では無理のようですが、普段より地元の水産加工業者等に伴走支援をしていただいて、良い加工品を作っていただき出せるタイミングをつくっていただき、また、予算をしっかりと付けていただいて提供していただけることを願います。

最後に分割質問三点目です。

所有者不明の森林や管理不足による生活道路、歩道に覆いかぶさる雑木、危険木（松くい虫の松）などへの対策を含めた森林管理制度の円滑な適用や環境譲与税を活用した森林環境整備などの推進に向けて、町の体制整備の取り組みについて町長の所見をお聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の分割質問三点目、「森林環境整備」についてのご質問にお答えします。

本町では、林業の長期低迷により、林業に携わったことのない方への所有者の世代交代、島外森林所有者の増加など様々な要因から、適切な管理が行われていない森林が増加し、「森林経営計画」が認定されている面積割合も全体の約半数にとどまっております。議員仰せの森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の導入につきましては、今後の林業振興を図る

上でも必要であると考えておりますが、導入後の事務量の把握や職員の体制、業務委託などの検討が必要でありますことから、まずはモデル区域を設定し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

町長、是非そのモデル区域を創っていただいて、ほんの少しずつでかまいません。現実に実行を進めていただきたいと思います。

再質問ではありませんが、所有者が身近にいないまま放置されている山がたくさんあるようです。近年の自然災害の多発を考えますと、土砂崩れや風倒木により住宅や道路が被害を受ける恐れがある箇所は土砂警戒区域に限りません。全国の地方整備局に土地政策推進連携協議会を設置し、広く土地に関する課題解決や地域づくりを支援することとしていますが、島根県にも中国地方整備局があり、町もしっかり相談していただきたいと思います。災害復旧のコストより、未然防止のコストの方が少なくてすむのは明白なので、ご検討いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に隠岐の島にとってはきれいな環境、自然を守る努力を一人ひとりがしていただくことを願って一般質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、菊地政文議員の一般質問を終わります。

最後に12番：前田芳樹議員

○12番（前田芳樹）

早速、質問に入ります。

まず、一点目「学校給食費の全額無償化」についてです。小項目として、少子化抑止のために、小中学校生の学校給食費を全額無償化し、本町が子育てしやすい環境にあることを内外に喧伝^{けんでん}してはどうかという点についてです。

少子化の趨勢^{すうせい}に照らせば、このままでは本町は遠からず沈没しかねません。既に学校給食費の半額減額措置が本年9月から来年3月までの期間限定で実行されてはいるのですが、もう一步踏み込む必要がありはしないでしょうか。

最近、本町でも「子ども食堂」がボランティアの方々によって開設されたという報道がありました。都市部での「子ども食堂」は以前から開設されていたが、いよいよ本町でもそういう事態になったのかと感じたわけでございます。都市部では「親が給食費を払えないから食べない」「朝ご飯を食べられない子もいる」などと聞く中で、学校給食は子どもの成長には

かけがえの無い役割を果たしているはずでございます。親の扶養義務ばかりを責める時代ではなくなってしまっているかのようでもあります。

全国的には7人に1人の子どもが貧困状態と言われる報道もありますが、物価高騰も重なって、給食費が子育て世帯の重い負担となっているといます。そのような状況下で、無償化を求める願いが全国的に急速に広がりを見せて、令和4年10月末時点で小中学校とも全額無償化した地方自治体が256にまで増加しているというのです。

給食費の1人当たり平均月額、報道によりますと2018年文科省調査全国平均では小学校4,343円、中学校4,941円とされています。11か月換算の年間では小学校47,773円、中学校54,351円となっているそうです。本町では、小中学校生989人で11か月換算で1人当たり年間で小学校50,700円、中学校58,500円の総額5,275万円余になるとしています。

本町の財政支出規模は180億円超にもなっておりますが、資金使途が自由な財政調整基金や国の臨時交付金等を活用するなどすれば、学校給食費の無償化財源は捻出できそうには映ります。

最近では、地域存続のために大学進学「貸付奨学金」さえ償還免除をするという過疎地自治体が島根県下でも発生しています。

親の扶養義務ばかりを責める時代は過ぎてしまい、地域社会で子育てをするべきだと言われて久しいのですが、少子化抑止のためには全国的な傾向に遅れをとらず、もう一步踏み込んで小中学生の学校給食費を全額無償化し、本町が子育てしやすい環境にあることを内外にしっかり喧伝^{けんてん}してはどうでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「学校給食費の全額無償化」についてのご質問にお答えします。

学校給食は、児童生徒に栄養のバランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを大きな狙いとして行われる教育活動であります。近年、子育て世代の経済的な支援を目的に全額無償化に踏み切る自治体も出てきていることは承知をしておりますが、このことは国会をはじめ、全国各自治体でも継続して検討が重ねられている課題と認識しております。

全額無償化を実施した自治体は、人口1万人以下の自治体が多く、保護者の経済的負担軽減及び、給食費の学校徴収の業務負担の軽減を図ることを目的とする例が多いと伺っております。

す。

メリットがある一方で、全額無償化した場合の財源確保が持続的に可能か、あるいは、既に生活困窮世帯への支援制度を実施している現況で、一律の無償化のメリットが結果的に富裕層の優遇につながるのでは等のデメリットも考慮する必要があります。

本町は、学校給食法に定める「食材費は保護者負担」の原則を遵守し、その上で子育て支援策として、保護者負担金の軽減措置を行っており、今後も現状の給食の質や量を落とすことなく、健全な給食提供を継続していく方針であります。

なお、現在、厳しい経済情勢を背景とした物価高騰に対する支援策として、期間限定の保護者負担の半額減額措置を行っていますが、今後も社会情勢を的確に把握し、本町の財政状況を踏まえながら幅広い子育て支援策を検討してまいりたいと思いますが、現在のところ給食費の全額無償化は考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問ではありませんが、一言だけ申し上げておきたいと思います。

昨日、政府が近かじか「子ども関連予算」を倍増されるという報道がありました。それだけ、少子化と子ども子育ては全国的な社会問題化をしていることです。他の自治体の後塵を拝するようなことにならないように、本町の将来の社会基盤を維持するためにも島根県下の自治体の中でも先陣を切って、小中学校給食費全額無償化に取り組むべきだと私は思います。

次へ進みます。

二点目、「障害者控除対象者認定書」の周知徹底と交付方法の変更についてです。

一項目、「障害者控除対象者認定書」の交付申請手続き制度の周知徹底をしてはどうかについてです。

要介護認定者の側が制度を知り、交付申請手続きをしないと「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができません。「社会福祉制度は分からないことが多いので情報が無いとお手上げです。役場が要介護認定を受けている人みんなに知らせてほしいと思います」との声を聞きました。制度を知らない人は多いのです。

住民に優しい、懇切丁寧な行政サービスを心がけるならば「障害者控除対象者認定書」の交付申請手続き制度の周知をより徹底してはどうでしょうか。

次に二項目、税務申告の時に「障害者控除」を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」は申請交付方式を改めて、要介護認定者全員に交付する方式に変更してはどうか、という点についてです。

所得税・住民税の確定申告で税の負担が軽くなる項目に「障害者控除」があります。「障害者控除」とは、本人や同一生計配偶者、扶養親族が障がい者に該当する場合、所得税で1人当たり27万円、住民税で26万円の所得控除が受けられる制度であります。障がい重い時には「特別障害者控除」の対象となり控除額が増えます。ここまでは大多数の人は知っているはずでございます。

介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人は、「障害者手帳」が無くても、市町村から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができ、それを提示すれば「障害者控除」の対象となり、税の軽減措置を受けられる制度があります。交付申請では申請書、対象者の介護保険証、申請者の本人確認書類が必要とされ、多くの市町村が介護保険の要介護認定の情報で審査をし、認定書を発行しているといえます。要介護認定を受けている人が申請すればほぼ漏れなく認定書の交付を受けられるというのです。ここまでを知る人は少ないと推測されますので、広く住民の行政サービスを向上させてはいかがでしょうか。

所得税・住民税の軽減措置であります「障害者控除」を受けるための要介護認定情報を全て市町村が持っているのですから、要介護認定者には市町村が対象者全員に「認定書」を発行してやればよいだけのことであります。おそらく「障害者控除対象者認定書」を活用する人は増加すると思われれます。これまでの交付申請方式を改めて、要介護認定者には行政側から全員に「認定書」を交付してやる方式に変更してはどうでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目、「『障害者控除対象者認定書』の周知徹底と交付方法の変更」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「『障害者控除対象者認定書』の交付申請手続き制度の周知徹底」についてですが、議員仰せのとおり、福祉制度について分かりやすくお知らせすることは、行政サービスを行う上で大変重要であると認識をしており、毎年、所得税の申告時期に合わせ、「お知らせ便」等に掲載し周知を図っているところでございます。

今後は、より一層、町民の皆様への周知を図り、制度について理解が深まるよう取り組んでまいります。

次に二点目の、「税務申告で障害者控除を受けるために必要な『障害者控除対象者認定書』の、要介護認定者全員に対する交付」についてですが、所得税法上、障害者控除の対象となる障がい者は、所得税法施行令に限定列挙されていますが、介護保険法の要介護認定

を受けられただけでは、障害者控除の対象とはなりません。

精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、障がいの程度が知的障がい者または身体障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合などに、障害者控除の対象となるものでございます。

障害者控除は、納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障がい者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるものであります。

「障害者控除対象者認定書」については、申告におきまして、控除の対象となることを確認する資料として必要となるものであることを踏まえ、本町では、申請を頂き、審査の上、交付を行っておりますことから、要介護認定を受ける方に一斉に交付することは考えておりません。

今後は、介護保険サービスの利用等における相談支援の機会などに合わせ、本人、ご家族に情報提供を行い、申請手続きについて一層の支援を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

再質問ではありません。一言だけ申し上げたいです。

「認定書」は手元に情報を保持している行政側から年に一回だけ発行する、行政サービスの改善だと私は思います。多くの市町村で介護保険の要介護認定の情報で審査をして「認定書」を発行しているそうです。「要支援」の人にさえ対象にしている市町村もあると伺います。いずれにしても、現状では情報提供と申請手続きに一層の支援を行っていくというご返答でございましたので、これに期待をいたします。以上で終わります。

○議長（池田信博）

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日12月13日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（散会宣告 11時55分）

以下余白